

令和7年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販
売)

資 料

下関市福祉部介護保険課

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

〔 目 次 〕

①	令和7年度運営指導における指摘事項について【貸与・販売】	1
②	福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	6
③	福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】	7
④	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】	8
⑤	日割り請求にかかる適用について【貸与】	10
⑥	軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	11
⑦	介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	15
⑧	複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】	16
⑨	体位変換機の取り扱いについて【貸与】	17
⑩	福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】	18
⑪	感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について【貸与・販売】	19
⑫	一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入について【貸与・販売】	20
⑬	福祉用具に関する質問事項等について【貸与・販売】	21

① 令和7年度運営指導における指摘事項について【貸与・販売】

【貸与・販売】…(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売のいずれにも基準等があるもの

【貸与】…(介護予防)福祉用具貸与にのみ基準等があるもの

1. 変更の届出等／福祉用具の保管及び消毒の方法・事業所の区画

(1) 福祉用具の保管・消毒を行わせる委託事業者を追加し、運営規程の内容を変更しているにもかかわらず、変更届出書を提出していない。【貸与】

- ☞ 福祉用具の保管・消毒方法及び運営規程の変更として、速やかに変更届出書を提出すること。
また、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。

(2) 市に届け出ている平面図の区画(利用者との相談室)と現況が異なる。【貸与・販売】

- ☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに変更届出書を提出すること。

2. 変更の届出等／運営規程

(1) 貸与・販売の選択対象の福祉用具について、(介護予防)福祉用具貸与又は、特定(介護予防)福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できるよう、選択に当たっての情報提供についての記載がない。【貸与・販売】

- ☞ 以下について、運営規程に記載すること。

- ① 貸与、販売の選択制対象の福祉用具の提供に当たって、利用者がいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ提案されるよう調整する。
- ② 選択制対象の福祉用具について、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施し、その結果を記録するとともに、居宅介護支援事業者に報告する。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。【貸与・販売】

- ☞ 以下について、運営規程に定めること。
 - ① 虐待の防止のための従業者への研修
 - ② 虐待の防止に係る責任者の選定
 - ③ 虐待の防止のための指針の整備
 - ④ 虐待防止検討委員会の開催

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

⑤虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合の市への通報

(3) (介護予防) 福祉用具貸与の提供方法について、全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報の記載がない。【貸与】

- ☞ (介護予防) 福祉用具貸与の事業の適切な運営及び利用者に対する適切な(介護予防)福祉用具貸与の提供を確保するため、(介護予防)福祉用具貸与の提供方法について漏れなく記載すること。

3. (介護予防) 福祉用具貸与計画及び特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成

(1) (介護予防) 福祉用具貸与計画を作成する際に必要となる基本情報(利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等)の一部の項目について、結果の記録がない事例がある。【貸与・販売】

- ☞ (介護予防) 福祉用具貸与計画は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれているその状況環境を踏まえ作成されるべきものであるため、当該基本情報については漏れなく確認の上、その結果について記録すること。

(2) (介護予防) 福祉用具貸与計画の同意署名について、以下のとおり不十分な箇所がある。

1. 同意した内容(4項目)のチェック欄が、あらかじめチェックされている。
2. 同意した内容(4項目)のチェック欄の記載が漏れている。

【貸与・販売】

- ☞ (介護予防) 福祉用具貸与計画への同意署名について、利用者の同意が必要な内容(4項目)については、同意署名を得る際に利用者にチェックをしてもらうこと。

(3) (介護予防) 福祉用具貸与の提供に当たり、以下の業務を行ったことは確認できたが、各様式に記載された作成日が、(介護予防)福祉用具貸与計画の同意日以降になっていた。

1. 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等の把握
2. 選定提案
3. (介護予防) 福祉用具貸与計画の作成

【貸与・販売】

- ☞ (介護予防) 福祉用具貸与計画の作成日は、(介護予防)福祉用具貸与計画作成に係る業務が適正な順序で行われているか確認する根拠となるものであるため、各様式

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

には実際の作成日を記載すること。

4. 衛生管理等

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会が開催されていない。【貸与・販売】

- ☞ 感染対策委員会について、おおむね6月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。また、感染対策委員会で得た結果について、従業者に周知すること。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練が実施されていない。【貸与・販売】

- ☞ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練についてそれぞれ年1回以上実施すること。また、実施内容についても記録すること。

(3) 福祉用具の保管及び消毒を全部委託により複数の事業者に行わせているが、一部の委託先の業務の実施状況について、定期的（委託契約書に掲げた期間）に確認していない。【貸与】

- ☞ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、委託する事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録し、2年間保存すること。

5. 内容及び手続きの説明及び同意

(1) 虐待の防止のための措置に関する事項の記載がない。【貸与・販売】

- ☞ 以下について、重要事項説明書に記載すること。
 - ①虐待の防止に係る責任者の選定（役職・氏名）
 - ②虐待の防止のための従業者への研修
 - ③虐待の防止のための指針の整備
 - ④虐待防止検討委員会の開催
 - ⑤虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合の市への通報

(2) (介護予防)福祉用具貸与の提供方法について、全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提案等に関する記載がない。【貸与】

- ☞ (介護予防)福祉用具貸与の提供開始に際し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項として、(介護予防)福祉用具貸与の提供方法を漏れなく記載すること。

6. 業務継続計画の策定等 ※令和6年4月1日より義務化

- (1) 業務継続計画に従い定期的に実施すべき研修及び訓練について、訓練の実施記録はあるものの、研修の実施内容の記録が確認できない。

【貸与・販売】

- ☞ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して支援を受けられるよう、研修及び訓練について、それぞれ年に1回以上実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。

※業務継続計画未策定減算について

令和7年4月1日以降、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

【貸与】

7. 虐待の防止 ※令和6年4月1日より義務化

- (1) 虐待防止検討委員会について

1. 委員会が開催されていない
2. 委員会を開催しているが、検討した内容についての記録がない。
3. 虐待防止検討委員会の検討内容に不備がある。

【貸与・販売】

- ☞ 虐待防止委員会について、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にした上で定期的に開催することとし、検討した結果について記録するとともに、従業者に周知徹底を図ること。

また、虐待防止検討委員会では、具体的に以下のような事項について検討すること。

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

8. 勤務体制の確保等

(1) 月ごとの勤務予定表を作成していない。【貸与・販売】

- ☞ 日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成し、福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上であることを把握すること。

(2) 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じていない。

【貸与・販売】

- ☞ ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ②相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者へ周知すること。

※令和4年4月1日より義務化

② 福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となります。

福祉用具の提供に当たっては、「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成してください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合【※1】**は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付（電磁的方法を含む。以下同じ）してください。

利用者に交付する福祉用具サービス計画は、担当の介護支援専門員にも交付してください。

【※1】について

福祉用具サービス計画（利用計画）の内容についての変更はなく、他の居宅サービス等の内容変更により居宅サービス計画が変更となる場合は、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

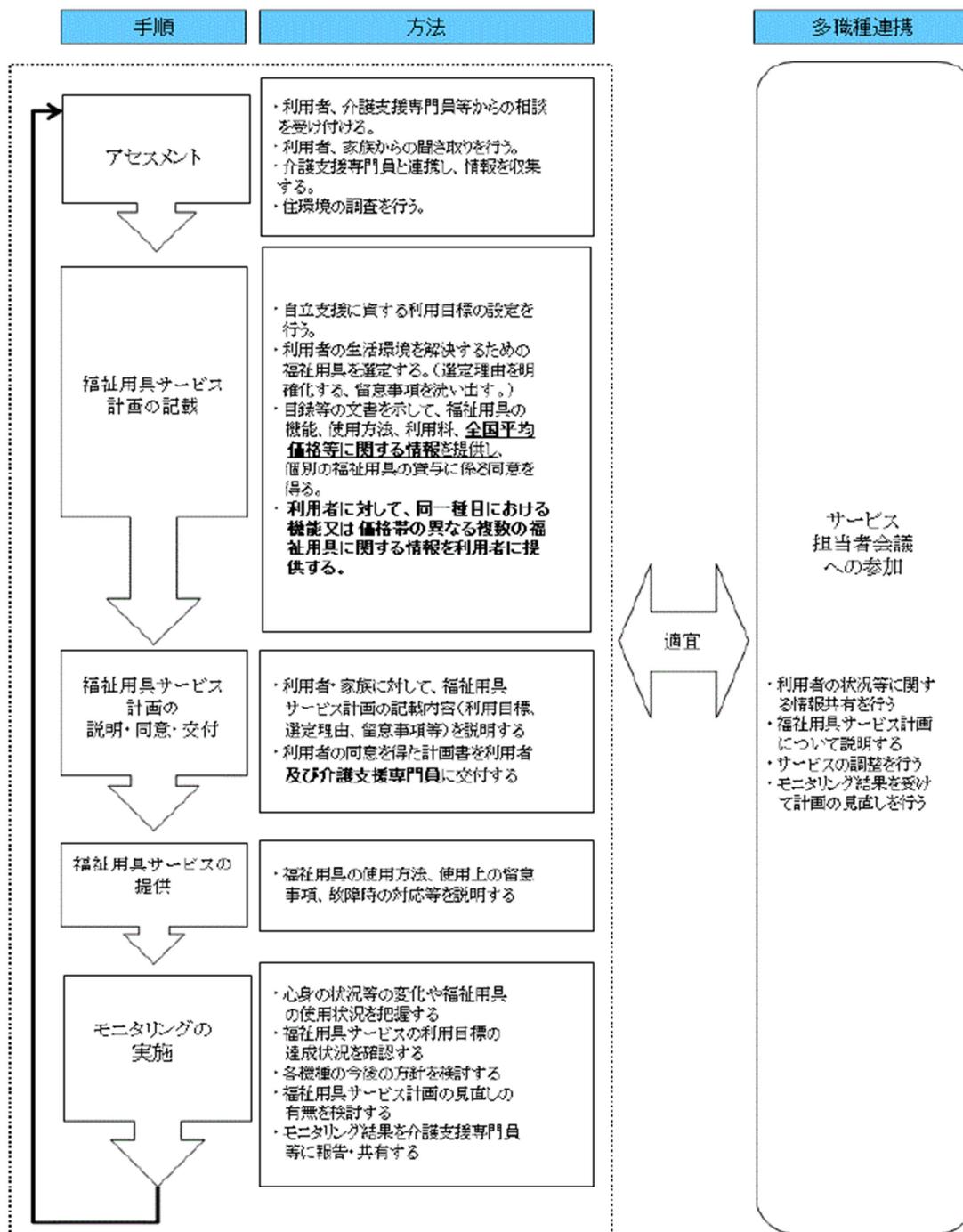
また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者等から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ■ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

(https://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2025_g_index.html)

③ 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 ※状況により前後することがあります。



④ 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、当該商品の全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行っています。

福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明しなければなりません。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については厚生労働省ホームページにて公開されています。

《全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定について》

- ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
- ・ 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」という。)を行う。
- ・ 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、新商品について次回の改定は令和8年7月貸与分から適用する価格において行う。
- ・ 上限設定を行うにあたっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

(留意事項)

① 介護給付費請求について

平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者において、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与額は算定されません。

② 商品コードの記載について

貸与価格の上限が設定された商品について、商品コードに変更が生じた場合(例えば、福祉用具届出コードを有する用品がTAISコードを取得した場合など)、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されません。

※ 平成30年4月17日付け事務連絡で、厚生労働省発出の「平成30年以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」を参照してください。なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格となります。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

また、厚生労働省より「令和8年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）」が発出され、令和8年7月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品（新商品のみ）及びその価格が公表されておりますので、下記掲載先よりご確認ください。

今後も3カ月に一度公表される最新情報についてご確認をお願いします。

【掲載先】

①厚生労働省ホームページ **福祉・介護** 福祉用具

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

②公益財団法人テクノエイド協会ホームページ

<https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

⑤ 日割り請求にかかる適用について【貸与】

月額包括報酬については、日割り請求について、以下の対象事由に該当する場合は日割りで算定しますが、該当しない場合は月額包括報酬で算定することとなります。質問が多い事項ですので、今一度ご確認ください。

	月途中の事由	起算日
開始	①福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	開始日
	②公費適用の有効期間開始	開始日
	③生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
終了	④福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	中止日
	⑤公費適用の有効期間終了	終了日

事例1

以前から福祉用具貸与サービスを利用中の方が、4月10日から生活保護の受給者になった。どのように算定するか。

回答 上記②に従い、生活保護の受給開始日（4月10日）を起算日として日割り。半月単位の計算方法は適用されないことに注意。

事例2

以前から通所介護サービスのみを利用していた方が、4月5日から福祉用具貸与サービスを開始したが、4月10日の夕方に入院しサービス提供中止となった。どのように算定するか。

回答 福祉用具貸与の開始月と中止月が同月であり、上記①～⑤の日割り事由に該当しないため、月額包括報酬で算定する。

事例3

以前から福祉用具貸与サービスを利用されていた方が4月10日の夕方に入院しサービス提供中止となった。どのように算定するか。

回答 上記④に従い、中止日（4月10日）を起算日として日割り又は半月単位の請求。

⑥ 軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2及び要介護1の利用者】については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（下記『対象外種目』）が、**原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。**

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援1・2、要介護1に加え、**【要介護2・3】の方に対しても、原則として算定が認められていません。**

ただし、軽度者であっても、その種目ごとに必要性が認められる**一定の状態にある利用者については、対象外種目についても指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能です。**

下関市では、その要否について「**軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン**」を策定しており、これを基に判断しています。

軽度者に対して対象外種目を貸与する場合には、**当該ガイドラインの内容にご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。**

対象外種目	
・ 車いす	・ 車いす付属品
・ 特殊寝台	・ 特殊寝台付属品
・ 床ずれ防止用具	・ 体位変換器
・ 認知症老人徘徊感知機器	・ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
・ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	

指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合〈概要〉

① 認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」（14頁参照。以下同じ。）と判断できる場合

→「**福祉用具貸与に係る協議書**」の提出不要

② 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

○車いす及び車いす付属品

○（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）

→「**福祉用具貸与表1**」に係る**協議書**の提出が必要 ※介護支援専門員が提出

※移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフ

ト」は「福祉用具貸与表2に係る協議書」を提出

- ③ **表1**に該当しないが、利用者の疾病等により次の状態にあり、i～iiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合
- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合
 - ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合
 - iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合

→ 「福祉用具貸与表2に係る協議書」の提出が必要 ※介護支援専門員が提出

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書◆1を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件(①～③)のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(◆1：認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

対象外種目の指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定する場合の留意事項

1. 対象外種目の介護保険適用の起点日

①提出された「福祉用具貸与に係る協議書」の介護保険課での受付日

又は、

②やむを得ない事情により事前連絡のあった日

2. やむを得ない事情による事前連絡

やむを得ない事情により、事前の協議書の提出が難しい場合は、介護支援専門員から、あらかじめ口頭で事前連絡が必要

後日、介護支援専門員から「福祉用具貸与に係る協議書」を提出

3. 「福祉用具貸与に係る協議書」の提出（再提出）が必要な場合

軽度者について、

- ①新たに（介護予防）福祉用具貸与を行う場合
- ②要介護（要支援）認定の更新を行う場合
- ③要介護（要支援）認定の区分変更を行う場合
- ④居宅介護（介護予防）支援事業所が変更になった場合

※④について

協議書は、居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効になります。
そのため、事業所が変わった場合は、当該居宅介護（介護予防）支援事業所として新たに協議書を提出する必要があります。

当該居宅介護（介護予防）支援事業所より、新たな協議書に記入する「福祉用具専門相談員の見解」を求められた場合は、ご対応をお願いいたします。

上記①から④に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還対象となります。

【参考】

- 単位数表告示11-注6（予防も同じ）、留意事項通知 第2の9（4）
- 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号（H27.3.13付）
- 「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7(歩行) →「できない」 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) →「できない」 基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1(意思の伝達) →「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか →「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか →「ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。 基本調査2-2(移動) →「全介助」以外	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ちあがりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ※段差解消機	基本調査1-8(立ちあがり) →「できない」 基本調査2-1(移乗) →「一部介助」又は「全介助」 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 ※段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト) (3)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) →「全介助」 基本調査2-1(移乗) →「全介助」	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出

※主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

⑦ 介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について 【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目か否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに掲載の様式「介護保険制度に係る質問票」にてお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

○「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号(H11.3.31付)

令和6年度に福祉用具貸与事業所より、以下の商品について介護保険給付の対象種目に該当するか否かの質問がありました。

検討した結果、下関市では給付対象と判断いたしました。

企業名：Hubbit 株式会社

商品名：認知症老人徘徊感知機器 あんしんケアビー2

TAISコード：02080-000002

製品型番：HBT-0002

分類：215191 見守り機器

⑧ 複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

「複合的機能を有する福祉用具について」

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

【具体例】

・踏み台付き手すり（踏み台と手すりが区分できない場合）については、福祉用具貸与の保険給付の対象外となります。福祉用具貸与の「手すり」と、福祉用具貸与の給付対象ではない「段差の解消」を目的とする「踏み台」が一体的となっているものであることから、福祉用具貸与の保険給付の対象外と判断しています。

なお、踏み台と手すりが区分できる場合はそれぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断するため、手すりは給付対象となりますが踏み台は給付対象外となります。

⑨ 体位変換器の取り扱いについて【貸与】

体位変換器の取り扱いについては、体位変換に用いる場合に給付の対象となります。

当該用具を貸与する際には、体位変換を目的とすることが明確にわかるよう福祉用具貸与計画に位置付けをしてください。

なお、福祉用具貸与計画上の使用目的が異なる場合（例：体位保持や床ずれ防止の目的）は給付の返還対象となる場合がありますのでご注意ください。

【参考】

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成30年3月30日厚生労働省告示第180号)

6. 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

運営基準等に係るQ&Aについて (平成14年3月28日 厚生労働省老健局振興課)

【福祉用具貸与の対象となる体位変換器】

(問) 福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解釈してよいか。

(答) 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用方法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

⑩ 福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされたうえで、利用者が適切に使用するよう、継続して定期的に使用状況の確認を行う等、常に安全を確保する必要があります。各事業所においては、随時、福祉用具の製品事故等の情報収集を行うようにしてください。

製品事故の対象福祉用具の製造者名、製品名がわかった場合は、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は、利用者等に連絡を行い、適正な手続きを行ってください。また、事故の事例を収集するとともに、福祉用具を貸与・販売する際には留意点等の説明を十分行ってください。

製造者・製品名が分からない場合でも、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点の説明を十分行うようお願いします。

(参考)

- ・一般社団法人日本福祉用具生活支援用具協会（JASPA）ホームページ
<https://www.jaspa.gr.jp/>
- ・一般財団法人 JASPEC ホームページ
<https://jaspec.jp/>
- ・経済産業省（製品安全ガイド）ホームページ
https://www.meti.go.jp/product_safety/
- ・消費者庁ホームページ
<https://www.caa.go.jp/>

⑪ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について【貸与・販売】

令和3年4月1日より、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。

■業務継続計画（BCP）の策定等

- ・業務継続計画の作成（感染症／災害）
- ・研修：年1回以上及び新規採用時^{※1}
- ・訓練：年1回以上^{※2}
- ※業務継続計画未策定減算
令和7年4月1日より適用

《計画への記載項目》

感染症に係る計画	災害に係る計画
①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	①平常時の対応（建物・設備の安対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
②初動対応	②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	③他施設及び地域との連携

■感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・委員会：概ね6月に1回以上（定期）及び感染症が流行する時期等（随時）^{※3、※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・訓練：年1回以上
- ・担当者の配置

《指針への記載項目》

平常時の対策	①事業所内の衛生管理（環境の整備等） ②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
発生時の対応	①発生状況の把握 ②感染拡大の防止 ③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ④行政等への報告 等

■虐待の防止のための措置

- ・委員会：定期的開催^{※3、※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・担当者の配置
- ※高齢者虐待防止措置未実施減算令和9年3月31日まで適用なし

※1…感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※2…感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※3…他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※4…テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

⑫ 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入について【貸与・販売】

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

【貸与・販売の選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 固定用スロープ | <input type="radio"/> 歩行器（歩行車を除く） |
| <input type="radio"/> 単点杖（松葉杖を除く） | <input type="radio"/> 多点杖 |

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

○選択制の対象福祉用具の提供にあたり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・利用者の選択に当たって必要な情報（それぞれのメリット、デメリット等）の提供
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況や生活環境等を踏まえた提案

※介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知による。

選 択

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス】※福祉用具専門相談員が実施

貸与後

- ・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

販売後

- ・特定（介護予防）福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供

⑬ 福祉用具に関する質問事項等について【貸与・販売】

○車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与について

(質問) 既に車いすや特殊寝台を介護保険の給付を受けずに利用している場合、付属品のみを介護保険で貸与することは可能か。

⇒ 既に車いすや特殊寝台を利用している場合には、これらについての介護保険給付の有無にかかわらず、付属品のみを介護保険で算定することは可能です。ただし、付属品については、本体と一体的に使用するものに限定されているため、以下のような使用例は不適切な事例として介護給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 車いす用のクッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・ 特殊寝台付属品を家具調ベッドや簡易式ベッドの付属品として利用する。
- ・ オーバーベッドテーブルを物置（テレビ台や書見台）として使用する。

なお、付属品のための貸与を行う際は、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を、福祉用具サービス計画書（基本情報）「利用している福祉用具」欄に記載してください。

○同一種目の貸与に関して

(質問) 屋内および屋外で同一機種の歩行器を使用したいとの希望がある。自宅構造上、屋内外の出入りの際に持ち上げて運ぶことが困難であり、身体的負担も大きいことから、屋内専用・屋外専用としてそれぞれ1台ずつの貸与を希望している。貸与は可能か。

⇒ 同一種目の福祉用具の複数貸与については、居宅介護支援事業所および福祉用具貸与事業者のアセスメントにより、必要と判断される場合に限り、貸与が可能です。

ただし、同一種目かつ同一型式の福祉用具を複数貸与する場合には、その必要性や理由について、担当者会議等で十分な協議を行うことが求められます。

今回のケースでは、「持ち上げて運ぶことが困難である」という理由が挙げられていますが、そのことにより具体的にどのような身体的負担や転倒などのリスクが生じる可能性があるのかについて、関係職種間で協議し、明確な理由を記録に残しておくことが望ましいです。

なお、衛生上の理由のみをもって複数貸与を行うことは、原則として認

められません。

○通所介護でのみ利用する歩行器の貸与について

(質問) 普段の移動は車いすであるが、通所介護の機能訓練を目的とした歩行器のレンタルは可能か。

⇒ 福祉用具貸与としての利用は不可。

福祉用具貸与は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としています。

よって、居宅での利用が一切なく、通所介護の機能訓練でのみ利用する歩行器については、福祉用具としての貸与は不可と考えます。

○福祉用具選択制に関する医師・専門職からの意見について

(質問) 選択制の対象福祉用具に関して福祉用具の、貸与と購入のいずれを選択するか判断に当たっては、医師等の意見が必要とされている。この点について、主治医意見書等の書面に明記されている場合には、直接の照会は不要とされているが、書面上に「貸与」や「購入」などの明確な文言が記載されていない場合は、追加の照会を行うべきか。

それとも、明確な文言がない場合であっても、記載内容から判断が可能であれば、その内容をもって判断して差し支えないのか。

⇒ 追加で医師に照会することが望ましいですが、主治医意見書や診察情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は必要ありません。

○OTAISコードのない福祉用具購入について

(質問) 利用者の身体状況に合った用具として、この度、シャワーチェアと腰掛便座を購入したが、調べる限り、いずれもテクノエイド協会が情報提供する「福祉用具情報システム (TAIS)」への登録がない。この場合、福祉用具購入費の支給を受けられる可能性があるか。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

- ⇒ 本市においては、福祉用具購入費の給付対象となるかどうかについて、当該福祉用具が、テクノエイド協会の「福祉用具情報システム (TAIS)」に登録されているか否かにより判断することとしています。よって、今回購入した用具について、TAISコードが確認できない以上は、いずれも福祉用具購入費の給付対象外となります。